

## 知床半島ヒグマ保護管理方針の改定

知床におけるヒグマ対策は、関係行政機関（釧路自然環境事務所、北海道森林管理局、北海道、斜里町、羅臼町）が平成 24 年 3 月に策定した「知床半島ヒグマ保護管理方針」に則って実施している。

平成 28 年度をもって 5 年間の期間が終了することから、平成 29 年度以降に向けて内容を見直し、改定作業を行っている。

### 1 検討体制

- ・有識者及び関係行政機関で「第 2 期知床半島ヒグマ保護管理方針検討会議」を構成し、検討している。
- ・第 1 回検討会議は 6 月に開催。
- ・今年度内にあと 2 回（9 月・1 月）の開催を予定。
- ・第 2 回会議後、斜里町、羅臼町、標津町にて地元説明会を開催予定

### 2 検討内容

下記①の評価に基づき、②の点を中心に議論を行っている。

#### ①第 1 期方針の評価について

- ・ 関係機関により協力してヒグマ対策を実施した結果、人身被害の発生は抑えられた。
- ・ 方針策定時に想定していなかった大量出沒（及び捕獲）が平成 24、27 年に発生した。
- ・ 人間側の行動による極度の人慣れ個体の出現等の問題が発生した。
- ・ 2 度の大量出沒とそれに伴う大量捕殺があったにもかかわらず、個体群のモニタリングが不十分であり、個体数の把握が出来ていない。
- ・ 計画の進捗や実施経過について、科学委員会等との情報共有が不十分であった。
- ・ このほか第 1 期方針の目標に対する評価は下記のとおり。

#### 目標① 捕獲上限

斜里町・羅臼町内での計画期間内（5 年間）における 5 歳以上のメスヒグマの人為的な死亡（狩猟、駆除、交通事故等を含む）を総数で 30 頭以下とする。

→平成 24～27 年度で該当数は最大 41 頭（年齢査定が未了のため、年齢の確定は出来ず）となっており、目標を超過する可能性は高い。

※但し、該当地域におけるヒグマの個体数の把握は、達成されておらず、捕獲数上限は過去の捕獲実績や生態調査の結果に基づいたもので、誤差を考慮して低めに設定されていることを考慮すると、この状況が地域個体群をただちに絶滅に導くとは考えにくい。5 年間の個体群の成長率はマイナスになった可能性はあるものの、マイナス幅は小幅かつ一時的であり、地域個体群に重大な影響を及ぼしたとは考えにくい。

#### 目標② 人身被害・危険事例

ヒグマによる人身被害及び餌付けなど人側の問題行動による危険事例の発生件数をゼロとす

る。

→人身事故は発生していないものの、釣り人が食料をヒグマに奪われる事例やヒグマが建物内に侵入する事例等、危険事例は増加している。

### 目標③ 農漁業被害・住民被害

農業・漁業などの産業への直接被害と、住宅地などにおける出没や被害を現状以下に減少させる。

→斜里町における農業被害金額は平成 24～26 年の減少傾向から平成 27 年に増加に転じた結果、平成 23 年に比べ平成 27 年は減少している。一方で、住宅地における出没や被害も減少しているとは言い難い。

### 目標④ 利用拠点の安定運用

遺産地域においては、歩道やキャンプ場閉鎖等の発生件数を減少させると共に、現状以上に安全かつ安定的な自然体験の場を確保する。

→利用調整地区制度の導入により、知床五湖地上遊歩道は安定運用がほぼ実現しているが、フレペの滝遊歩道や登山道等では閉鎖や遭遇は減少しておらず、安全かつ安定的な自然体験の場が方針策定時以上に確保されたとは言い難い。

### 目標⑤ 普及啓発

利用者や地域住民への普及啓発を推進し、ヒグマに関わる安全対策や、共存するための知識を現状以上に浸透させる。

→ヒグマえさやり禁止キャンペーン、地元小中学校でのヒグマ学習の拡充、フレペの滝遊歩道散策者への事前レクチャー試行などを実施したが、カメラマンによる接近撮影が発生するなど、問題行動を取る観光客や地元住民が一部にあり、普及啓発に課題は残る。

## ②第 2 期計画に向けた議論のポイント

- ・ 人為的死亡数上限の設定  
第 1 期方針で人為的死亡総数の上限を超過する可能性が高いことを踏まえ、個体群の状況及び大量出没年を考慮した設定が必要である。既存のデータをもとにより適切な上限の設定を目指す。データの蓄積が不十分であれば第 2 期期間中に個体群動態を把握し第 3 期に適切な上限設定を行うことを目指す。
- ・ 人間側に対する情報発信とコントロールの強化策  
利用者及び地域住民に対し、推奨される行動及び不適切な行動の明示や、適切な行動を選択するために必要な情報の発信等を検討する。
- ・ 市街地へのヒグマの侵入対策  
電気柵や草刈り等ヒグマの侵入を減らす方策の強化やヒグマ対策実施の体制確保などを検討する。
- ・ ヒグマの農地への出没対策  
電気柵の拡充や捕獲に習熟した従事者の確保などを検討する。

- ・ ゾーニング  
対応に苦慮する事例が多いゾーン3を廃止し、「特定管理地」の分類を追加するなど、個別地区の特性や利用の実態に応じた利用者側の制御を重視した対応や利用の季節変化に応じた対応を行う。
- ・ 行動段階  
行動段階「1」の中でも改善が見られない段階として「1+」分類を設定（「1」内）するなど、極度に人慣れが進んだ個体、公園外で行動改善の見られない個体の扱いを検討する。
- ・ モニタリング・実施体制  
計画の達成状況を計るための適切なモニタリングを実施する。また、対策及びモニタリングの進捗状況を毎年確認し、科学委員会及び地域連絡会議に報告する体制を検討する。
- ・ 北海道ヒグマ管理計画との調整  
次期北海道ヒグマ管理計画では全道及び知床を含む5地域の個体群ごとに目標設定をすることから、知床における目標設定や捕獲上限の設定等について全道計画との調整が必要となる。